

学 生 各 位

学生担当副学長 太 田 圭

総務担当副学長 加 藤 和 彦

本学での大規模クラスター発生に伴う今後の活動について

茨城県におけるまん延防止等重点措置は3月21日で解除される見込みですが、本学では依然として学生の感染者数は増加傾向にあり、3月上旬には、複数の一般学生団体に関わる感染者数50名を超える大規模なクラスターが発生しています。また、これらの団体では、本学の「課外活動における団体活動開始ガイドライン」等で事前に提出と承認が求められている必要な手続きが行われていませんでした。非常に残念なことであり、引き続き、個別に厳しい指導を行っていくものとします。

この状況を危惧し、茨城県から本学における感染防止対策の更なる強化について指導がありました。このことを踏まえ、本学では大学全体として感染の拡大を防止するため、以下のとおり感染防止対策を強化します。

学生の皆さんは、一人一人の行動が周囲の人々の生活に大きく影響を及ぼすことを考え、感染防止対策に対する意識をさらに高めて、筑波大学生として自ら考え行動するよう要請します。

4月に新入生を安心して迎えらるよう、皆さんのご協力をお願いいたします。

記

1. 課外活動について

全ての団体活動について自粛を要請する

期 間:3月19日(土)から4月4日(月)まで

ただし、以下の活動は条件を満たした場合のみ、活動を認めます。

① 大会等(公式戦・各種大会・イベント等)への参加に向けて必要不可欠な活動

以下の全ての感染拡大防止策を遵守することを条件に認めます。

- ・顧問教員が責任を持ち、現場における顧問教員の管理の下、感染防止対策を確実に実行すること
- ・可能な限り、PCR検査等により陰性を確認した上で活動すること
- ・団体構成員のみの活動であること(学外者と接する活動は自粛)

② スポーツ連盟、自治体等の主催団体が感染防止対策に責任を持って開催する大会等(公式戦・各種大会・イベント等)への参加

参加団体においても感染防止対策を確実に実施することとし、以下を条件に認めます。

- ・大会等が開催される自治体の要請(県境を越える移動の制限等)に従うこと。
- ・不特定の者が参加する大会等ではないこと。
- ・宿泊を伴う大会等への参加の場合は、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づき特例申請を行い、許可を受けること。

2. 卒業式、修了式について

感染拡大防止の観点から3密のリスクを避けるため、学内外において、以下の事項を禁止する

- ・祝賀会、謝恩会等の開催
- ・集団での会食、懇親会の開催
- ・集団での写真等の撮影
- ・在学生による卒業生への祝賀の集まり等

※上記禁止事項のほか、所属教育組織から感染拡大防止に関する通知がある場合には、それに従うこと。
特に、医学群の学生については、医学群の感染拡大防止対策を厳守すること。